

## 製品安全データシート

製造者情報 会社 サンハヤト株式会社  
 住所 東京都豊島区南大塚 3-40-1  
 担当部門 電子機器開発部  
 電話番号 03-5951-4821 F A X 03-5985-7667  
 作成日 2005年9月26日  
 整理番号: SG043167 改定日 2005年9月26日 REV. 1.00

製品名(化学名、商品名等)

**特殊ハンダ**

**SMD-H05, SMD-H15, SMD-H30**

### 物質の特性

単一製品・混合物の区分: 混合物

化学名	錫	鉛	ビスマス	インジウム
含有量(wt%)	12	18	49	21
官報公示整理番号	対象外	対象外	対象外	対象外
C A S N o .	7440-31-5	7439-92-1	7440-69-9	7440-74-6
E I N E C S	2311418	2311004	2311774	2311800
輸出統計品目番号	8001	7801	8106.00-000	8112.91-000
国連分類				
国連番号				3089
PRTR法	該当の有無	非該当	該当	非該当
	種類と番号		第一種 230	第二種 9
労働安全衛生法	該当の有無	非該当	該当	非該当
	種類と番号		表示物質	

### 危険有害性の分類

分類の名称: 急性毒性物質、鉛合金(鉛中毒予防規則:鉛を10%以上含有)  
 危険性: 引火性・爆発性はない  
 有害性: 鉛の摂取量が増すと、骨組織に沈着し、さらに血液中に遊離して毒性を現す。  
 環境影響: PRTR法第一種指定化学物質を含有する。

### 応急措置

目に入った場合: 清浄な水で最低15分以上洗眼した後、直ちに眼科医の手当を受ける。  
 皮膚に付着した場合: 製品に触れた部分をただちに多量の冷水で冷やし、痛みを伴う火傷の場合は医師の手当を受ける。  
 吸引した場合: 患者を直ちに、新鮮な空気のある場所に移し安静に努め、速やかに医師の手当を受ける。呼吸が停止している場合には人工呼吸を行い、呼吸困難な場合には酸素吸入を行う。  
 飲み込んだ場合: 多量の水または塩水を飲ませた後吐かせ、直ちに医師の手当を受ける。ただし意識がない場合は、なにも与えてはいけない。

## 火災時の措置

消火上の注意： 蒸気の吸気に注意する。

## 取扱いおよび保管上の注意

取扱い： 粉じんの吸入のほかに、鉛で汚れた手から飲食物に付着して消化器内へ侵入しないように注意する。食事前、作業終了後の手洗・洗顔・うがいを行う。作業終了時の入浴(皮膚についている鉛をよく洗い落とす。)

保管： 50 以下を保つ。

## 暴露防止措置

管理濃度： 鉛、化合物 (Pbとして)  $0.1\text{mg}/\text{m}^3$

許容濃度： 産業学会 (アルキル化合物除く) (Pbとして)  $0.1\text{mg}/\text{m}^3$   
ACGIH TLV 単体、無機化合物 (Pbとして)  $0.05\text{mg}/\text{m}^3$

設備対策： 屋内作業場での使用の場合は、発生源の密閉化または局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くには安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設けその位置を明確に表示する。

保護具： 必要に応じ、有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器、保護眼鏡、保護手袋等を使用する。

## 物理・化学的性質

外観等： 金属固体(棒状)

比重： 9.24

融点： 58

その他： なし

## 有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

人体への影響 (鉛、化合物として)

刺激性 情報はありません

急性毒性 急性中毒の症状は、四肢の麻痺、痙攣が特徴で、顔面蒼白、嘔吐・下痢・血便・頻脈・腎障害を起こし、1~2 日で死亡する。慢性症状としては、疲労、頭痛、四肢の感覚障害、けいれん、排尿障害などを起こす。

慢性毒性 不明

その他 人間は、常時体内に鉛  $0.33\text{mg}$  を摂取しているが、一方、糞・尿中の排泄量もまた  $0.33\text{mg}$  で、そのバランスが保たれている。しかし、鉛の摂取量が増すと、骨組織に沈着し、さらに血液中に遊離して毒性を現す。1 日に  $0.5\text{mg}$  以上吸収すると、蓄積して毒性を現す。 $0.5\text{g}$  吸収すると、致命的である。

発がん性 日本産業衛生学会では、第 2 群 B(人間に対しおそらく発がん性のある物質と考えられる物質で、証拠が比較的十分でない物質)として分類している。

動物実験等

急性毒性 情報はありません

変異原性 情報はありません

生殖毒性 情報はありません

その他 ACGIH では、A3(実験動物に対して発がん性のある物質)として分類している。

## 廃棄上の注意

作業によって生じたハンダ屑、製品の付着した布等を含め、製品を破棄するときは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、金属屑、鉋さいの取り扱いを許可された業者に委託する。

## 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載による。

## 適用法令

大 気 汚 染 防 止 法:	施行令第一条有害物質
水 質 汚 染 防 止 法:	施行令第二条有害物質
P R T R 法:	該当 第一種 230
労 働 安 全 衛 生 法:	表示物質
鉛 中 毒 予 防 規 則:	第一条第一項第一号 鉛等
航 空 法:	情報はありません
輸 出 貿 易 管 理 令:	非該当

---

記載内容は、現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は、通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施のうえ、ご利用ください。

記載内容は情報提供であって、保障するものではありません。